

令和5年 第5回教育委員会会議録

令和5年5月24日（水）

甲州市教育委員会

第5回教育委員会 会議録

日 時 令和5年5月24日(水) (午前11時00分から)

場 所 甲州市役所 市民ギャラリー

一 出席した委員は次のとおりである。

教 育 長	小 林 俊 彦	職 務 代 理	永 田 清 一
委 員	加 藤 幸 夫	委 員	田 口 由 季
委 員	依 田 智 子		

一 欠席した委員は次のとおりである。

(なし)

一 出席した者は次のとおりである。

教育総務課長	清 水 修	教育総務課L	廣 瀬 亮
生涯学習課長	古 屋 勇 司	生涯学習課L	小 倉 真
生涯学習課L	佐 藤 克 也	指 導 主 事	那 須 栄 樹
指 導 主 事	岩 下 和 子	教育総務課L	高 石 宏 満
事 務 担 当	望 月 仁 美		

一 欠席した者は次のとおりである。

教育総務課L 金 澤 祐 子

一 会議に付された案件は次のとおりである。

日程第1 教育長諸般の報告について

日程第2 議案第10号 甲州市大和ふるさと会館設置及び管理条例施行規則及び甲州市B&G海洋センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について

日程第3 報告第4号 甲州市実用英語技能検定料補助金交付要綱制定について

日程第4 報告第5号 甲州市偉人マンガ製作活用検討委員会設置要綱制定について

教育長 ただいまから、甲州市教育委員会 5 月定例会を開催いたします。
本日の出席委員は 4 名で定数に達しております。本日の会議録署名委員に田口委員を指名いたします。
それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。
私のほうから、報告をさせていただきます。お手元にお配りしてあります、諸般の報告のとおりであります。本件についてご質問、ご意見等ございませんか。

「なし」の声

教育長 それでは、日程第 1 については、以上で終わらせていただきます。
日程第 2 議案第 10 号 甲州市大和ふるさと会館設置及び管理条例施行規則及び甲州市 B & G 海洋センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について、生涯学習課長をお願いします。

生涯学習課長 よろしくお願いたします。議案第 10 号 甲州市大和ふるさと会館設置及び管理条例施行規則及び甲州市 B & G 海洋センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について、説明いたします。まずは資料をご覧ください。改正の背景でございますが、パートナーシップ宣誓制度の趣旨を踏まえる中で、心と身体の性が一致しないトランスジェンダーの方や自身の性が明確でない方などの性的少数者において、申請書等の性別の記載に抵抗や精神的苦痛を感じたりする心情に配慮した取り組みの 1 つでございます。資料を 1 枚めくってください。趣旨です。令和 3 年 12 月に制定した「甲州市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」を中心に、すべての市民が多様な性を認め合い、個人が尊重され、誰もが自分らしく生きることができる地域社会の実現に向けた取り組みを進めるため、特に必要なものを除き、「甲州市大和ふるさと会館設置及び管理条例施行規則」の様式中男女の記載を削る等、2 件の規則について所要の改正を行う必要があるというものです。背景については先程も申し上げましたので、重複してしましますが、パートナーシップ宣誓制度の趣旨を踏まえ、性的少数者の心情に配慮した取り組みを進めるため、市教育委員会が定めている規則等の様式に関し、性別欄についての見直しを行い、所要の改正を行うものです。具体的には、2. 規則改正の内容でございます。これまでは、「男 人 女 人 計 人」という表記を様式の中に定めていましたが、そこを「 人」に改めます。様式 3 号につきましても同様です。甲州市 B & G 海洋センターの方でも同様の内容であります。その他規定の整備を行います。施行期日は公布の日から施行するものです。留意点についてですが、改正前の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、使用したいと思っております。次ページからは具体的な要綱、規則等を掲載しております。以上でございます。

教育長 はい。ただ今、生涯学習課長から説明がございましたが、何か委員の皆様方からご質問等ございますか。

「なし」の声

教育長 それでは、議案第 10 号 甲州市大和ふるさと会館設置及び管理条例施行規則及び甲州市 B & G 海洋センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について、原案のとおり可決するものとしてよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長 ありがとうございます。では、原案のとおり可決するものといたします。次に移ります。日程第3 報告第4号 甲州市実用英語技能検定料補助金交付要綱制定について、教育総務課長説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、よろしくお願いいたします。報告第4号 甲州市実用英語技能検定料補助金交付要綱制定について、説明をさせていただきます。お手元の資料、最後のページに要綱の概要がありますので、それに基づいて説明させていただきます。まず、趣旨でございます。英語検定受験促進事業において、実用英語技能検定の一部を助成するために整備する「甲州市実用英語技能検定料補助金」の対象者、補助額及び交付申請書等に関し必要な事項を定めるものでございます。次に要綱制定の背景でございます。今般作成しました、第3次甲州市教育振興基本計画の施策項目の1「新たな時代を生き抜く資質・能力（確かな学力）の育成」に基づきまして、市立中学校の生徒の英語力及び学習意欲の向上を図るとともに、保護者の方の経済的負担を軽減することを目的といたしまして、本要綱を定めさせていただきます。要綱の内容に関しましては、本文のほうで説明させていただきます。ページお戻りいただきまして、1ページをご覧ください。まず、要綱の趣旨ですが、ただ今申し上げましたとおり、第3次甲州市教育振興基本計画に基づきまして、甲州市立中学校に在籍する生徒の英語力及び学習意欲の向上、並びに保護者の経済負担の軽減を図ることを目的としてございます。次に第2条といたしまして、補助金の対象者でございます。市内中学校に在籍する生徒のうち各号に定めます英検の級以上の級を受験した生徒の保護者としてございます。1学年と2学年については4級以上、3学年については3級以上と定めさせていただいております。なお、4級は中学の中級程度、3級は中学の卒業程度の問題となっております。また、その上になりますと、準2級が高校の中級程度、2級は高校卒業程度となっており、更に上の階級にも受験可能という形を取らせていただいております。次に補助金の額でございます。第3条におきまして、英検に係る検定料として支払った額の2分の1を上限とさせていただいております。さらに、その額に100円未満の端数が生じる場合には、それを切り捨てた金額となります。受験料は4級が2,900円、3級が4,700円、準2級が5,700円、2級が6,400円でございます。各級の金額の2分の1ということで、更に100円未満を切り捨てますので、4級については1,400円、3級については2,300円、準2級については2,800円、2級については3,200円の補助となります。なお、申請等につきましては、各父兄のお名前で申請をいただきます。また、各中学校におきましては、多くの生徒さんが一緒に受験する場合には準会場として指定することが可能であるとなっておりますので、中学校における委任事務という形も併せて要綱の中に定めさせていただいております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長 それでは、教育総務課長より日程第3号 報告第4号について説明がありましたが、何かご質問等ありますか。

永田職務代理 はい。質問ではないのですが、実用英語技能検定にチャレンジすることは、学生にとって励みになると思います。今は英語ですが、そのうち英語以外の外国語についてもこういった検定を受けたいという子も出てくるかもしれない。そう考えると将来の展望が明るくなるきっかけになるかなと思います。

教育総務課長 先程申し上げましたとおり、第3次教育振興基本計画の中の新たな項目といたしまして、英語検定についての補助をしていきますということを定めさせていただきました。永田職務代理からのお話があったように、今後、様々な検定がございますので、そこについても順次考えていきたいと考えております。因みに、実用英語技能検定料補助については今年度から始める事業でございます。既に当初予算も確保してございます。また、要綱については5月1

日からということで、すでに取り組みを始めているところでございます。なお、中学校の生徒が667名でございまして、予算上は3分の1程度の生徒が受けられる形となっておりますが、今後、受験者数が増加していくのはこちらとしても望んでいることでもありますので、予算等、確保していきたいと考えております。

永田職務代理
教育長

説明ありがとうございます。

それでは、報告第4号 甲州市実用英語技能検定料補助金交付要綱制定につきましては、よろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長

ありがとうございました。

日程第4 報告第5号 甲州市偉人マンガ制作活用検討委員会設置要綱制定について、生涯学習課長説明をお願いいたします。

生涯学習課長

それでは、報告第5号 甲州市偉人マンガ制作活用検討委員会設置要綱制定について、説明いたします。甲州市の偉人として雨宮敬次郎氏を対象とします。これは、今年度初の事業であります。B&G財団が補助を出すということで、2年前から各市町村を対象に偉人マンガ制作の事業の募集をしております。それに今回、甲州市も手を挙げましたところ、本年の3月に通知が来まして、検討委員会設置に進む段階となりました。中身としましては、お手元の用紙をご覧ください。所掌事務については、生涯学習課文化財担当の中にこの担当者を設けて進めていきます。偉人マンガの制作に関すること。偉人マンガの事業展開を提案すること。となります。組織としましては、委員さんは10人以内をもって組織することとしております。中には、大学の先生や漫画を実際に描かれる漫画家、雨宮敬次郎氏について知見のある方などを委員に任命する予定であります。任期は今年度末までとなっております。委員長や副委員長についても置く予定であります。会議につきましては、必要な都度開催いたします。庶務については生涯学習課の文化財担当の中に置くものです。以上です。

教育長

はい。報告第5号について、生涯学習課長から説明がありましたが、委員の皆様方からご質問等ございますか。

永田職務代理

はい。偉人マンガということですが、まさに雨宮敬次郎さんは鉄道を引くのに大変尽力されて、功績は偉大ですよね。過去の出来事が将来に向けて残されるということですから、非常に良いと思います。

教育長

この事業は、工程も多く大変ですよ。

生涯学習課長

まずは、ストーリーを考えなければならないのですが、敬次郎氏の一生にするのか、養蚕に関連するところからにするのか、鉄道を引いたところだけにするのか、などといったところから検討が必要となります。

教育長

それでは、報告第5号 甲州市偉人マンガ制作活用検討委員会設置要綱制定につきましては、よろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長

ありがとうございました。

日程第4 報告第5号 甲州市偉人マンガ制作活用検討委員会設置要綱制定につきましては、確認ということで、以上となります。

教育長

それでは、次回 6月教育委員会は6月21日午前9時30分から開催したいと思います、よろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長

それでは、次回 6月教育委員会は6月21日午前9時30分から開催予定といたします。

以上で本日の日程すべてを終了いたします。どうもありがとうございました。